

市税等の納付は口座振替をご利用ください

市税等の納付については、便利で安心な口座振替をご利用ください。

振替日に指定口座から自動的に料金が納付されますので、支払いに行く手間や、払い忘れの心配もありません。

○口座振替できる税金等

- 市・県民税(普通徴収)
- 固定資産税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税(普通徴収)
- 介護保険料(普通徴収)
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)

○口座振替日

各税金等の納期限の日

※基本的には月末ですが、12月は25日です。また、納期限が土・日・祝日に当たる場合は翌営業日に振替になります。

○口座振替開始日

原則、お申込みをした月の翌月の納期分からです。

○口座振替の申込方法

次の金融機関の窓口でお申込みいただけます。

- 常陽銀行
- 筑波銀行
- 茨城県信用組合
- 東日本銀行
- 常陸農業協同組合 各支店
- 水戸信用金庫
- 烏山信用金庫
- 中央労働金庫
- ゆうちょ銀行・郵便局

※固定資産税の全期前納報奨金は、令和3年度から廃止になりました。

全期前納の支払い方法は継続されますが、報奨金はありません。

全期前納から期別振替に変更する場合は、口座振替依頼書による変更手続きが必要です。

※口座振替依頼書は、市内の金融機関および市役所税務徴収課・各支所に備え付けてあります。

※市役所・各支所ではお申込みできません。金融機関にお申込みください。

○申込みの際に必要なもの

- 通帳等口座番号がわかるもの
- 通帳の届出印
- 納税通知書(納付書)

◆◆◆市税等は納期限内に納付しましょう◆◆◆

問 本庁 税務徴収課徴収推進G ☎52-1111 内線237・238

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

上下水道料金の支払いには口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いには、便利で安心な口座振替をご利用ください。

振替日に指定口座から自動的に料金が納入されますので、支払いに行く手間や、払い忘れの心配もありません。

なお、預貯金残高が不足にならないよう、振替日前日までに入金をお願いします。振替日に振替できなかった場合、再振替は行っていませんので、ご注意ください。

○振替日

毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日)

※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1~2か月は、納付書でお支払いください。

○申込方法

次の金融機関(本店・各支店)の窓口でお申込みください。

- ・常陽銀行
- ・筑波銀行
- ・茨城県信用組合
- ・東日本銀行
- ・常陸農業協同組合(支店のみ)
- ・水戸信用金庫
- ・烏山信用金庫
- ・中央労働金庫
- ・ゆうちょ銀行、郵便局

○お申込みの際に必要なもの

- ・通帳など口座番号がわかるもの
- ・通帳の届出印
- ・お客様番号がわかるもの(納入通知書など)

※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関および水道お客さまセンター・各支所にあります。

問 常陸大宮市水道お客さまセンター ☎52-0427